

受取人確認サポート利用規約

受取人確認サポート利用規約（以下「本規約」といいます）は、利用者（第2条で定義します）に対して佐川急便株式会社（以下「当社」といいます）が宅配便による運送に付随して提供する受取人確認サポート（第2条で定義します）を利用される場合に適用されます。受取人確認サポートを利用されたときは、本規約に同意したものとみなします。

第1条（目的）

本規約は、当社が宅配便による運送に付随して提供する受取人確認サポートの運用等の詳細を定め、受取人確認サポートを利用した運送の円滑な提供に資するとともに、もって相互の利便性を高めることを目的とします。

第2条（定義）

本規約において使用する次の用語は、次に定める意味を有するものとします。

- (1) 「受取人確認サポート」とは、当社が荷物を送り状に記載されたお届け先の個人（以下「荷受人」という）に、荷受人が送り状に記載された本人であることを、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第1号に規定する本人確認書類のうち、次に掲げる本人確認書類（以下「公的証明書」という）のいずれか一つの提示を受けることにより確認した上で引き渡すサービスをいい、以下本規約において「本サービス」といいます。
 - ① 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第92条第1項に規定する運転免許証（以下「運転免許証」という）
 - ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という）
 - ③ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第2条第5号に掲げる旅券（以下「旅券」という）
 - ④ 在留カード、特別永住者証明書
- (2) 「利用者」とは、本規約の条件に同意して、当社に受取人確認サポートの利用を申し込み、当社がこれを承諾した運送の委託者をいいます。

第3条（適用）

- 1 本規約は、当社と利用者との本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
- 2 本規約に定めるほか、本サービスの詳細については、当社が当社ウェブサイト上で掲載する本サービスの利用に関する規定（以下「個別規定」といいます）によるものとします。
- 3 本規約および個別規定に定めのない事項は、当社が定める「スマートクラブ利用規約」

(以下「原規約」といいます) によるものとしします。

- 4 原規約と本規約が抵触する場合は、本規約が優先するものとしします。また、本規約と個別規定が抵触する場合は、個別規定が優先するものとしします。

第 4 条 (利用条件)

利用者として本サービスを利用するための条件は次の通りとしします。

- (1) 当社に宅配便の運送を委託すること
- (2) e 飛伝Ⅲユーザーとしての登録をしていること
- (3) 当社が利用者を本サービスの利用者としての登録を完了していること
- (4) 本規約に同意していること

第 5 条 (本サービスの内容の変更、終了)

- 1 当社は、当社の都合により、個別規定に定める本サービスの内容を変更または終了することが出来ます。
- 2 当社が個別規定に定める本サービスの内容を変更または終了する場合、当社は当社ウェブサイトにてあらかじめ告知するものとしします。

第 6 条 (受取人確認業務の実施方法)

本サービスの実施方法は、本規約別紙に規定する運用規程によるものとしします。

第 7 条 (受取人確認)

当社が行う「受取人確認」とは、荷物の引渡時に、次のいずれかの方法により、荷受人が送り状に記載された本人であることを確認することをいいます。なお、当社は、一般に通常の人々が要求される注意の程度を超えて、荷受人が提示する公的証明書の真正、及び荷受人と配達時の公的証明書の所持人との同一性を確認するものではございません。

①公的証明書による確認

荷受人が提示した公的証明書に記載された「荷受人の住所、氏名」と、利用者が送り状のお届け先欄に記載した「荷受人の住所、氏名」とが一致しているか否かを確認します。なお、当社は確認後、公的証明書番号と生年月日を当社の端末機に入力します。

(公的証明書が運転免許証である場合、OCR 機能により記載情報を読み取って入力することがあります。また、マイナンバーカードを公的証明書とする場合は、有効年月日、生年月日及びセキュリティコードを公的証明書番号として取り扱い、個人番号は取得しません。)

②パスワードによる確認

荷受人が提示した公的証明書に記載された「荷受人の住所、氏名」と、利用者が送り状のお届け先欄に記載した「荷受人の住所、氏名」とが合致しているか否かを確認するとともに、利用者と荷受人との間で事前に登録・設定されたパスワードと、荷受人が当社の端末機に入力したパスワードとを照合します。

第 8 条（本人確認情報）

当社は、前条各号において入力された本人確認情報並びに付帯情報を利用者に送付又は開示します。

第 9 条（返送処理）

当社は、利用者又は荷受人の都合により、引渡しができない荷物については、利用者の費用負担により利用者に返送します。ただし、当社の責に帰すべき事由による返送は、当社の費用負担とします。

第 10 条（手数料）

本サービスは運送の委託料金と別に手数料が発生します。なお、手数料は当社のホームページに定めた金額とします。

第 11 条（手数料の変更）

利用者及び当社は、本サービスの利用開始後の経済状態の変化、物価の上昇、公租公課の増徴等を考慮して利用者と当社の協議の上、手数料を変更することができます。

第 12 条（秘密保持）

- 1 利用者又は当社は、本サービスの利用に伴い知り得た相手方の秘密情報を第三者に漏えい又は開示しません。
- 2 当社は、本サービスの遂行にあたり、利用者から開示された秘密情報を本サービス以外の目的に使用しません。

第 13 条（手数料の支払方法）

当社は利用者に対して、当月分の運送委託料金と手数料を合算して請求します。なお、振込みにかかる手数料は利用者の負担とします。

第 14 条（損害賠償）

- 1 当社は、利用者から委託された荷物の運送中に、当社の責に帰すべき事由により当該荷物に対して発生した損害については、当社の運送約款に従い利用者に対して損害賠償の責を負うものとします。

- 2 当社は、当社の責に帰すべき事由により、当社の受取人確認時における第7条に規定する事項の記録の誤入力、又は当社が受取人確認を行わずに荷受人に対して荷物を引き渡したことに起因して、利用者又は第三者に発生した損害については、1梱包に対し第10条第1項に規定する手数料を限度として、現に発生した直接的損害に限り、その損害を賠償する責を負うものとします。
- 3 当社が、本規約の規定に従い過失なく受取人確認を行った上で、荷受人に対して荷物を引き渡したにも関わらず、当該荷受人が本人でなかったことなどに起因して、利用者又は第三者に発生した損害について、当社は、その損害賠償の責を負わないものとします。
- 4 利用者は、本規約の履行において、利用者の責に帰すべき事由により、当社又は第三者に発生した損害について、その損害を賠償する責を負うものとします。

第15条（本規約の変更）

当社は、当社が必要と認めた場合は、民法548条の4の規定に従い、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または利用者に通知します。ただし、法令上利用者の同意が必要となる変更の場合は、当社所定の方法で利用者の同意を得るものとします。

第16条（期限の利益喪失）

利用者において次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときは、利用者は当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務の全額を当社に支払うものとします。

- (1) 本規約又は個別規定に違反したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売等の申立てを受けたとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき
- (4) 解散したとき
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (6) 手形、小切手が不渡りとなったとき又は支払停止状態に至ったとき
- (7) 財務状況の極度の悪化若しくは信用力の程度の低下又はそのおそれがあると認められたとき
- (8) 原規約の反社会的勢力の排除の条項に違反したとき
- (9) 相手方に対する背信行為があったとき

第17条（契約解除）

当社は、利用者に前条各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本サービスの提供に関する契約及び付随する契約を解除します。この場合、被解除者は解除者に対して名目の如何を問わず、損害賠償の請求をすることができないものとします。

第18条（準拠法）

本規約の準拠法は日本法とします。

第19条（合意管轄裁判所）

本規約に起因し、または関連する一切の紛争については、法律で認められる管轄裁判所に加え、東京地方裁判所を第一審の付加的合意管轄裁判所とします。

別紙 運用規程

1. 当社は、荷受人が任意に提示する本規約第2条に規定する公的証明書により、受取人確認を行います。
2. 当社は、受取人確認のために荷受人が提示した公的証明書に記載されている荷受人の住所が現在のものでない場合又は当該公的証明書に住所等の記載がない場合、当該公的証明書及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条第2項各号に規定する書類（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、提示を受ける日前6か月以内のものに限る）の提示を受けて受取人確認を行います。
3. 当社は、送り状に記載された内容と、荷受人が提示した公的証明書に記載されている荷受人の氏名・住所等の内容が異なるなど、本規約に規定する方法で受取人確認ができなかった場合、荷物の引渡しを行いません。
4. 前項にて引渡しを行わずに持ち帰った荷物に関して、当社は、利用者に対して指示を仰ぐものとし、利用者の指示なく引渡し又は転送等を行いません。
5. 当社は、引渡時に確認した内容を、当社の端末機に入力し、当該確認情報を利用者に交付又は開示します。
6. 本サービスを利用した荷物の配達先が、離島等、当社の端末機の電波状態により使用できない地域、又はその他当社による本サービスの提供ができない地域（以下「提供不可地域」という）である場合については、本サービスを利用できません。
7. 前項の規定に関わらず、利用者が本サービスの提供不可地域に発送した荷物について、当社は、当社の判断で返送します。
8. 当社は、荷受人が不在の場合、当社の定める運送約款に基づき「不在連絡票」にて対応します。
9. 前項の規定にかかわらず、利用者が荷物の外装又は送り状の分かりやすいところに「転送不可」の旨を記載した場合を除き、当社は、荷受人が当社の「営業所受取サービス」を利用して荷物の引き渡しを希望する場合、次の事項をすべて満たすことを確認の上、荷受人指定の当社営業所において荷物を引き渡します。なお、本規約に定める事項以外については、当社の営業所受取に関する定めを適用します。
 - ①送り状に記載された荷受人（本人）が、不在連絡票を当社の営業所に持参すること
 - ②本規程第2項に定める受取人確認が実施されること
10. 利用者は、本サービスを利用する場合、荷受人に対して、あらかじめ次の事項を告知するものとします。
 - ①当社の「受取人確認サポート」を利用すること
 - ②荷物の引渡時に、当社の配達員に対する公的証明書の提示が必要であること
 - ③提示する公的証明書が本規約第2条に規定するものに限ること
 - ④公的証明書が運転免許証の場合、端末機のOCR機能により記載情報を読み取ること

があること（端末機で、運転免許証を画像データ化の上、記載情報を文字データとして取り込みます。画像データについては端末機に保存されません。）

⑤公的証明書にて受取人確認ができなかった場合、荷物の引渡しができないこと

⑥営業所受取サービスでの引渡し、転送による引渡し、同居人又は代理人への引渡し、及び荷受人の公的証明書に記載された住所地（本規程第2項の規定により受取人確認ができる場合の住所地を含む）以外の場所での引渡しができないこと。ただし、営業所受取サービスでの引渡しについては、利用者が禁止していない場合はこの限りではありません。

⑦当社が、荷受人の本人確認のために、荷受人の個人情報の取得をすること及びその個人情報の使用目的

- 1 1. 利用者は、送り状への荷受人の氏名の記載に関して、公的証明書に記載されている字体と同じ字体（カタカナ、漢字、アルファベット等）で、かつ、完全に一致する氏名を記載するものとします。
- 1 2. 利用者は、本サービスを利用する荷物に対して、当社の指定する専用ラベルを貼付するものとします。

付則：2023年9月4日制定 2023年10月4日施行